

完全溶込み T 継手試験の試験材寸法に関する事項

改正規則

鋼船規則 M 編

改正事項

完全溶込み T 継手試験の試験材寸法に関する事項

改正理由

鋼船規則 M 編 4 章においては、完全溶込み T 継手の溶接施工方法及びその施工要領を承認するための試験要件を規定している。

当該試験の試験材寸法については、試験材の長さを規定しているものの、試験材の幅及び高さについて具体的な規定を設けていないことから、今般、すみ肉溶接継手試験の試験材寸法に関する規定を準用し、完全溶込み T 継手試験の試験材の幅及び高さについて規定した。併せて、試験材の長さについても、すみ肉溶接継手試験の試験材寸法に関する規定を準用し、自動溶接による場合の試験材長さについて規定した。また、完全溶込み T 継手の板厚の承認範囲について明確にした。

改正内容

- (1) 完全溶込み T 継手試験の試験材の幅及び高さを規定した。
- (2) 自動溶接による場合の、完全溶込み T 継手試験の試験材の長さについて規定した。
- (3) 完全溶込み T 継手の板厚の承認範囲に関する規定を改めた。